コンプライアンス行動基準

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2010. 06. 21
2. 0	パワーハラスメント防止法施行に伴う改正	2021. 09. 01

目 次

1.	基本原則	 	 	 	 	 	 	 1
2.	企業風土							
3.	情報管理							
4.	安全衛生							
5.	環境保全							
6.	品質管理	 	 	 	 	 	 	 2
7.	取引							

コンプライアンス行動基準

規程番号 0201-0000-03-基制 定日 2010年 6月21日 改正日 2021年 9月 1日

この基準は、株式会社三重県農協情報センターの役員および従業員が、コンプライアンスを実践する中での「行動原則」として定める。

1. 基本原則

- ①関係法令、社内規程等は、内容と精神を正しく理解し、遵守する。
- ②社内規程が関係法令を満たしていない場合は、関係法令を優先する。
- ③関係法令、社内規程等の解釈について不明な点があれば、行政機関や所属長、担当部門等に 確認し、正しく理解する。
- ④関係法令、社内規程等の違反行為、違反の恐れがある行為を発見したときは、所属長、担当 部門等に迅速に報告、相談する。
- ⑤関係法令、社内規程等で定められた報告、届出等は、適切に行う。
- ⑥違法行為の黙認、虚偽報告、隠ぺい行為は、不正な行為として断じて行わない。
- ⑦基本的人権を尊重し、一人ひとりの資質、能力を尊重する。
- ⑧社会秩序や一般常識に反する行動はとらない。
- ⑨権限を有する者は、その責任も等しく有する者として、適正、公正に行動する。

2. 企業風土

- ①組織目標を実現するため、コミュニケーションとチームワークを大切にして行動する。
- ②監督官庁の検査や社内の監査には、積極的に協力し、事実を包み隠さず伝える。
- ③ハラスメント行為により、職場環境が悪化することのないよう、未然防止に努める。
- ④会社の施設や設備、機器等は、私的に利用しない。
- ⑤内部告発者や問題提起者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いをしない。

3. 情報管理

- ①情報セキュリティ管理、個人情報保護管理を適切に行い、機密情報等の漏洩を防止する。
- ②適切な情報開示を行い、事業活動の透明性を高める。

4. 安全衛生

- ①職場の安全管理、衛生管理を徹底し、快適な環境作りに努める。
- ②交通ルールを守り、安全運転に努める。
- ③緊急時の連絡・対応手順を日頃から把握し、発生時の迅速対応に備える。

5. 環境保全

- ①廃棄物等は、記録等を残し、適切に処理する。
- ②資源やエネルギーは、限られたものとして効率的に利用し、利用できるものは再利用を図る。
- ③法令に基づく測定、記録、報告は、適切に行う。

6. 品質管理

- ①障害や事務ミスを防止し、品質の向上を図る。
- ②障害や事務ミスを発見した場合は、所定の手続きにより直ちに報告する。

7. 取引

- ①業務受託に当たっては、相手先と十分に調整し、対象業務、受託料等を契約等で明確にする とともに、任された権限範囲で交渉する。
- ②取引は、健全な商習慣、高い倫理観に基づき、健全、公正に行う。
- ③職位や権限は正当に行使し、取引先とは健全な関係を構築、維持する。
- ④自己または第三者の利益を図る目的で任務に背く行為や、贈収賄につながる行為は行わない。